

長寿医療制度(後期高齢者医療)保険料の普通徴収が8月から始まります!!

保険料の算出方法

保険料の算出方法は次のとおりです

※保険料＝所得割額＋均等割額

区分	保険料の基礎(2年ごとに見直し設定)
所得割額	総所得金額(前年中)から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額×所得割率(7.43%)
均等割額	被保険者1人(40,774円)

なお、算出された保険料が50万円を超えるときは50万円となります。(賦課限度額)

保険料の軽減措置

①所得の低い方の軽減措置については次のとおりです。

世帯の所得(同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等)に応じて、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の所得
7割	33万円以下の世帯
5割	33万円+(24.5万円×被保険者数)以下の世帯
2割	33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯

②被扶養者であった方の軽減措置については次のとおりです。

後期高齢者医療制度の被保険者になる前日まで、健保組合および共済組合などの被扶養者であった方は、被保険者となる月から2年間、所得割の負担がなく、さらに均等割額が5割軽減されます。

また、右記とは別に、平成20年4月から9月までは保険料は徴収されず、10月から翌年3月までの保険料は9割軽減されることとなります。

なお、「所得の低い方の7割、5割軽減対象者」が「被扶養者の均等割額5割軽減対象者」である場合は、「所得の低い方に係る保険料軽減割合」が優先されます。

保険料の納め方 ～一人ひとりに個別の保険料がかかります！～

国民健康保険税では世帯主が納税義務者ですが、長寿医療制度(後期高齢者医療)では、一人ひとりに個別の保険料がかかります。

特定保健指導についてのお知らせ

特定健診の検査結果データは、市国保係から市保健センターへ提供され、市保健センターは、この健診結果より、生活習慣病発症のリスクに基づき特定保健指導対象者を決定します。指導対象となつた方には、市保健センターよりご連絡します。

◆健診結果区分

情報提供	健診を受けたすべての方
動機づけ支援	メタボリックシンドローム予備軍(指導対象者)
積極的支援	メタボリックシンドロームに該当する方(指導対象者)

◆指導対象となつた方は、リスクに応じた左記の指導を受けることとなります。(保健師・管理栄養士等が支援します。)

動機づけ支援	自分の健診結果を理解し、自分にあつた生活習慣改善の目標を立てます。 原則1回の面接または教室参加↓6ヶ月後に改善状況の確認
積極的支援	自分の健診結果を理解し、自分にあつた生活習慣改善の目標を立てます。 目標を達成するために3ヶ月以上支援を受けながら、継続的な取り組みを実践します。 原則2回の面接+電話等↓6ヶ月後に改善状況の確認

特定保健指導対象者に選ばれた方は、メタボリックシンドロームを克服する機会と受け止め、保健指導を受け継続して生活習慣病の予防につなげてください。

※特定健康診査受診券の有効期限は12月31日となっておりますが、お早めに受診をお願いします。

お問い合わせは、市健康増進課国保係(市役所1階⑤番窓口) 2・2113)まで。